

# 持続可能な国民健康保険制度の確立に関する決議

我が国は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきた。とりわけ、国保はその中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に多大な貢献をしてきたところである。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、無職者や失業者、非正規雇用の労働者などの低所得者の加入者が増加し、年齢構成が高く医療費水準が高いなど、財政的な構造問題を抱え、今や国保制度は破綻寸前の状態に陥っている。

そのため、国は、社会保障改革プログラム法が掲げる国保の保険者・運営等の在り方の改革の具体化に向け、政務レベルの国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）において、本年8月に中間整理を取りまとめた後、地方の理解が得られるよう、更に議論を深め、年末までを目途に結論を得るとしている。

このような状況を踏まえ、国は、持続可能な国保制度を確立するため、早急に下記事項の実現を図るよう強く要請する。

## 記

### 1. 国保の財政基盤の強化について

国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充1,700億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

### 2. 国保の再編・統合等について

国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成27年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

以上決議する。

平成26年11月13日

全 国 市 長 会